

第198回練馬区都市計画審議会 会議の記録

- 1 日 時 平成26年10月27日(月) 午後3時～午後4時36分
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎4階 全員協議会室
- 3 出席者 只腰憲久、藤本昌也、藤井敏信、田崎輝夫、寺町東子、小林みつぐ、村上悦栄、西山きよたか、斉藤静夫、うすい民男、有馬豊、梯京子、小林志朗、関知加子、森田康裕、内田修弘、渡邊雍重、篠利雄、田中正裕、岩崎和夫、宮地均、藤島秀憲
練馬消防署長、練馬警察署長(代理)
- 4 公開の可否 可
- 5 傍聴人 12人
- 6 議 案
議案第365号(諮問第365号) 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(東京都決定)
議案第366号(諮問第366号) 東京都市計画防災街区整備方針の変更(東京都決定)
議案第367号(諮問第367号) 東京都市計画生産緑地地区の変更(練馬区決定)
議案第368号(諮問第368号) 東京都市計画道路の変更(東京都決定)
〔幹線街路外郭環状線の2〕
議案第369号(諮問第369号) 東京都市計画公園の変更(東京都決定)
〔第7・6・15号 石神井公園〕
議案第370号(諮問第370号) 東京都市計画道路の変更(練馬区決定)
〔区画街路都市高速鉄道西武鉄道池袋線附属街路第18号線〕
議案第371号(諮問第371号) 東京都市計画一団地の住宅施設の変更(練馬区決定)
〔石神井一団地の住宅施設〕
議案第372号(諮問第372号) 重点地区まちづくり計画の策定について
〔上井草駅周辺地区(下石神井四丁目)まちづくり構想〕
- 7 報告事項
報告事項1 東京外かく環状道路(関越～東名)の地中拡幅部の都市計画変更案について
報告事項2 北町二丁目西部地区地区計画の案について

第198回都市計画審議会（平成26年10月27日）

会長 皆さん、こんにちは。本日は、皆様ご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、第198回練馬区都市計画審議会を開催いたします。

事務局から委員の出席状況につきまして報告をお願いします。

都市計画課長 委員の出席状況をご報告いたします。

ただいまの委員出席数は23名です。当審議会の定足数は13名ですので、本日の審議会は有効に成立しております。

なお、本日は案件に関連いたしまして、産業経済部都市農業課長の浅井葉子が出席しております。

以上でございます。

会長 本日の案件は、議案が8件、報告事項が2件でございます。本日は都合によりまして、議案第368号から371号までについて先に審議いたします。

議案第368号 東京都市計画道路 幹線街路外郭環状線の2の変更（東京都決定）、議案第369号 東京都市計画公園 第7・6・15号石神井公園の変更（東京都決定）、これらにつきましては、関連する東京都決定の都市計画案となっておりますので、一括で説明をいただきまして、その後ご審議をいただきたいと思っております。

それでは説明をお願いします。

交通企画課長 議案第368号説明資料をご覧ください。練馬区における外環の地上部街路（外環の2）の都市計画変更についてでございます。

1、概要でございます。東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2（以下「外環の2」）につきましては、昭和41年、東京都市計画道路都市高速道路外郭環状線（以下「外環」）とともに、都内の都市計画道路ネットワークの一部として都市計画決定されたものでございます。

東京都は、平成19年に高速道路の「外環」の都市計画を高架方式から地下方式に変更したことを踏まえ、「外環の2」について、検討のプロセスや検討の視点を明らかにし、広く意見を聴きながら検討を進め、本年5月、「外環の地上部街路（外環の2）の都市計画に関する都の方針」を公表し、都市計画変更の進捗を進めてきたところでございます。

本件は、東京都が、これまでの検討を踏まえ、都市計画の変更を行うものでございます。

2、都市計画の変更内容でございます。5ページをご覧ください。4ページから5ページにかけて、この「外環の2」の都市計画図書である計画書をつけてございます。この5ページでございますが、変更概要といたしましては、大きく3点ございます。1点目といたしまして、一部車線の数の決定ということで2車線でございます。こちらは幹線街路放射6号線(青梅街道)から幹線街路放射7号線(目白通り)までの延長約4,370mについてでございます。

2点目といたしましては、一部幅員の変更でございます。標準幅員40mのところを22mに変更いたします。こちらにつきましては、上石神井一丁目から石神井町八丁目、延長約2,840mについてでございます。

3点目といたしまして、交通広場の設置でございます。面積約5,100㎡の交通広場を、西武新宿線の上石神井駅付近、練馬区上石神井一丁目、上石神井二丁目及び上石神井四丁目各地内に設置するというところでございます。

2ページ目をご覧ください。4番の議案第368号 東京都市計画道路 幹線街路外郭環状線の2の変更（東京都決定）といたしまして、3ページ目に都市計画の案の理由書をおつけしております。計画書については4ページから5ページ、また位置図を6ページ、計画図を7ページから9ページにおつけしております。参考図として10ページから12ページにおつけしております。こちらいずれも、前回9月2日の第197回本審議会におきまして報告させていただいた内容と同じでございます。

続きまして、1ページに戻っていただきたいと存じます。3、これまでの経過と今後の予定ということで、昭和41年7月の当初の都市計画決定からの経過をおつけしてござい

す。

2ページをご覧ください。本年5月、東京都が「外環の地上部街路(外環の2)の都市計画に関する方針」を公表した後の説明会やオープンハウスなどの状況を記載してございます。こちらいずれも前回の本審議会におきまして報告させていただいた内容でございます。

このうち、本年の9月26日から9月28日にかけて、東京都の協力のもとで練馬区が主催し、都市計画変更案の閲覧、パネル展示の場を地域の集会所などで3日間行ったものでございます。約90名の方の来場がございました。

続きまして、2ページの5、参考資料でございます。参考資料として、2点おつけしてございます。13ページから14ページにかけまして、この外環の2(練馬区間)の都市計画変更案に関する練馬区の意見(案)をおつけしております。また、2点目といたしまして、15ページから18ページにかけまして、本年2月に区が取りまとめました「『外環の2』に関する今後の取組方針」をおつけしております。こちらにつきましては、練馬区の区民意見反映制度に基づき寄せられた意見を踏まえて策定したものでございまして、本年2月に本審議会にご報告させていただいたものでございます。

この区の今後の取組方針を踏まえた形で、13ページから14ページにかけて、練馬区の意見(案)を取りまとめております。

13ページをご覧ください。区は「外環の2」(練馬区間)については、「南北交通の円滑化に資するとともに、快適な都市環境の創出や延焼遮断帯の形成など、環境面、防災面などの観点からも重要な都市計画道路であると考えている。平成26年2月には、区民意見反映制度に基づき寄せられた意見を踏まえ、「『外環の2』に関する今後の取組方針」を策定し、都に対して、都市計画の取り扱いを明確にした上で、早期に整備を図るよう要請を行った。

都は、平成26年5月に「外環の地上部街路(外環の2)の都市計画に関する方針」を公表し、広く意見を聴きながら、都市計画変更の進め方を進めていると理解している。

照会のあった都市計画変更案については、区が今後の取組方針に基づき求めた車線数や、

必要とされる機能を確保した幅員構成となっている。

よって、「外環の2」については、都市計画変更案のとおり、都市計画変更の手続きを進めていただき、早期に事業化を図られたい。」とする意見でございます。

あわせて、「下記の事項について配慮されたい」ということで、記書き以下10項目を挙げさせていただいております。

1点目は、「練馬区内の都市計画道路の整備率は23区平均を大きく下回っている。とりわけ区西部地域では、著しく整備が遅れていることを踏まえ、現在、策定検討中の新たな『都市計画道路の整備方針』の中で、『外環の2』を都施行の優先整備路線と位置付け、早期に事業化を図ること」また、「『外環の2』に加えて、これとネットワークを形成する東西道路等の整備についても、都と区の役割分担の調整を図り、都施行の優先整備路線として手厚く位置づけること」でございます。

2点目は、「『外環の2』の都市計画変更案は、西武新宿線の立体化を前提としていることから、『外環の2』の整備に支障がないよう、練馬区内の鉄道立体化についても早期に事業化を図ること」でございます。

3点目は、みどりの観点でございます。「快適な都市環境の創出や身近なみどりの確保の視点から、広幅員の植樹帯など緑地空間を確保し、近隣のみどりとの連続性に配慮しながら、道路整備に伴い失われるみどりの量と同程度以上のみどりの量の回復を図ることはもとより、可能な限り緑化を図ること」でございます。

4点目は、「周辺地域の公共交通の利便性の向上が期待されることから、道路整備とあわせた新たな公共交通の導入について、区と連携して取り組むこと」でございます。

5点目は、「道路整備により移転を余儀なくされる関係権利者の生活再建について、迅速かつ適切な対応を行うこと」でございます。「特に、『外環』が既に事業化されていることを踏まえ、国と調整し、『外環』に係る用地取得または権利設定と一体的な対応を図ること」でございます。

6点目は、「道路整備により懸念される大気汚染や騒音・振動など環境への影響につい

て、必要に応じて適切な対策を講じること」でございます。

7点目は、「道路整備により懸念される通学路や交差道路の分断等について、区と協議しながら対策を講じること。また、区道との取付部の整備については、区と十分な調整を図ること」でございます。

8点目は、「西武新宿線の上石神井駅周辺の『外環の2』について、駅周辺のまちづくりに資する道路整備手法を検討すること。なお、区が管理者となる交通広場の整備については、『外環の2』との一体的な整備を含め、調整を図ること」でございます。

9点目は、「上石神井駅周辺地区、大泉・石神井・三原台周辺地区等、地域住民や区が推進する『外環の2』の周辺地域のまちづくりについて、総合的に支援や協力を行うこと。とりわけ、前原交差点から千川通り間の都市計画の標準幅員を40mから22mに変更することを勘案し、今回、計画区域からはずれない範囲においても引き続き適切な対応に努めるとともに、区の推進する沿道地域まちづくりについて、総合的な支援や協力を行うこと」でございます。

10点目は、「道路整備に対する地域住民の不安や懸念を払拭するため、今後も、適切かつ十分な情報の提供を行うとともに、意見の把握に努めること。また、道路の通称名を地域住民や区の意見を聴きながら策定すること」でございます。

以上で説明を終わります。

計画課長 続きまして、議案第369号、石神井公園の都市計画変更についてでございます。本件は、9月2日の本審議会で、東京都が石神井公園の一部区域の追加と削除などを行う都市計画変更案につきまして、ご報告したものでございます。

1番、概要です。東京都市計画公園第7・6・15号石神井公園は、昭和32年に決定された都市計画公園です。

東京都は、今回、外環の2の幅員を40mから22mに変更する都市計画変更を行うことから、これに併せ、道路と連続する緑地空間の確保など公園機能の向上を図るため、石神井公園の変更を行うものでございます。

2番、都市計画の変更内容です。5ページをご覧ください。下段に変更概要がございます。右側の枠でございますけれども、変更事項のうち1番、種別の変更、2番、位置の変更につきましては、現在の法令や実態に合わせて変更を行うものでございます。3番、区域の変更、これが外環の2の変更に伴い公園を変更する部分でございます。

7ページをご覧ください。中央の黒線で囲った部分、こちらが都市計画で定められている公園区域でございます。

9ページ、右下の凡例にあるとおり、真ん中の段、斜線で表示されている部分が今回追加する区域でございます。点で示されているのが今回削除する区域でございます。両方とも約0.02haですので、面積の変更はございません。左の下に、と拡大図がございます。の部分ですけれども、斜線でお示しした部分、こちらが追加する区域、の公園の角の部分、それからの点で示された部分、こちらが削除する区域でございます。

1ページへお戻りください。3番、これまでの経過と今後の予定でございます。10月末に東京都へ区の意見を回答いたします。11月18日、東京都都市計画審議会へ付議、12月に都市計画の決定・告示というスケジュールでございます。

4番、議案につきましては、3ページ以降です。4ページから5ページに計画書、7ページに総括図、9ページに計画図を付けております。

説明は以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。

議案368号の13ページに練馬区の意見(案)というのがありますが、これは、今回東京都の決定に関する意見照会に対して、こういうことで練馬区が意見を返したいということで、その案をあらかじめつくって、きょうお披露目をいただいたと。これについても審議をすればいいと、こういう理解でよろしいのでしょうか。

都市計画課長 そのようにお願いいたします。

会長 それでは、そういうことでございますので、案の内容、それから練馬区がこういうふうに戻したいという意見の内容、あわせまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

います。

どうぞ。

委員 議案の368号ですが、最初に、今後の予定について伺いたいと思うんですが、11月18日の東京都の都市計画審議会に、この議案が付議されるということになっておりますけれども、きょう、この場で審議されたことは、その場でどのような扱いになるのか。その辺をまず教えてください。

都市計画課長 この議案説明資料でいいますと、13ページでございます。練馬区としては、東京都にこのような意見を回答いたします。東京都のほうで、どのような形で各区の意見が都計審に諮られるかということにつきましては、私ども具体的な形での報告は受けておりません。

委員 きょう審議された中身を、ぜひ都の都市計画審議会の中で反映されるような形にさせていただきたいというふうに思うわけですが、12月に都市計画決定することが予定されているわけです。この議案は、まだまだ多くの問題を抱えているというふうに思っております。

そういう意味も込めて、改めて幾つかの問題について質問させていただきたいと思えます。

外環本線とこの外環の2、これは1966年、48年も前に都市計画決定がされながら、長期間にわたって凍結をされていた経過があります。まず、その理由についてお答えいただけますでしょうか。

交通企画課長 外環の本線につきましては、昭和41年に高架方式という形で都市計画が決定されたものでございます。その後、周辺環境への影響などに配慮しながら、というようなことがあって、これまでP I方式という形で地域の意見を計画段階から聴くといった取り組みを経まして、国や都などの事業者において手続が進められて、平成19年に高速道路の「外環」の都市計画が高架から地下に変更された。このような認識を持ってございます。

「外環の2」でございますが、先ほど申し上げましたとおり、「外環」とともに、都内の都市計画道路のネットワークの一部として昭和41年に都市計画決定されたものでございます。

この「外環の2」につきましては、平成19年に高速道路の「外環」の都市計画を高架から地下に変更したことを踏まえて、東京都が環境・防災・交通・暮らしの4つの視点で、この地上部街路の必要性、あり方などについて広く意見を聴きながら検討を進めることとして、今般、都市計画変更の手續まで至ったものと、認識してございます。

委員 以前の都市計画では、本線が高架構造で、地上部に40mにわたる大型道路をつくる。こういう計画であったために、1,000棟を超える立ち退きを余儀なくされる。こうしたことなど、多くの住民の反対があったと。このことが長期にわたって計画が凍結されていたという理由、大きな理由なんじゃないかというふうに思うわけですが、その辺はいかがでしょうか。

交通企画課長 外環本線につきましては、高架方式で都市計画決定されたということがあって、今私のほうから答弁申し上げたような経過があったものと認識しております。

そうした過程の中で、P I方式により、地域住民の意見を計画段階から広く聴く形で都市計画変更の手續が進められて、大深度地下を活用した形で都市計画変更がなされたものと認識してございます。

委員 住民の反対が、多くの反対があったということを知っているわけですが、それに対して答えないというのは、何か意味があるのでしょうか。

交通企画課長 先ほど来申し上げておりますように、高速道路の「外環」につきましては、高架方式で都市計画決定された。こういったことで、地域の方からさまざまなご意見があった。このようなことは区としても認識しているところでございます。そうした中で、私が申し上げておりますのは、国や東京都で計画段階から広く意見を聴く、このような取り組みを経まして、高架方式から大深度地下を活用した地下方式に都市計画変更された。

このようなことをご説明申し上げたところでございます。

委員 だからこそ、高架構造から地下方式に変更したわけです。そして、環境や地域分断への影響、それから移転を抑えることが可能になるなど、繰り返し住民に説明してきたわけです。

ところが、地下に外環本線をつくることが決まったら、今度は地上部にも、道路幅は縮小されたとはいえ、22mにわたる大型道路をつくるというのが、今度の計画だというふうに思っております。

ですから、地域住民から、だまされたと、こうした声が出ているわけです。こうした住民を欺くようなやり方で進めてきたことについて、区として問題があるというふうには考えてらっしゃらないのか。その辺についてお答えください。

交通企画課長 高速道路の「外環」と外環の地上部街路、「外環の2」という一般的な都市計画道路については、求められる機能が違ったものであると認識してございます。高速道路につきましては、道路において、いわゆる交通をさばく機能、こうしたことが求められるものでございまして、この東名から関越までの16kmの外環につきましては、その間、中央ジャンクションや、世田谷の東名ジャンクション、また目白通りのインターチェンジ、青梅街道インターチェンジ、このような形で交通をさばく部分に重点が置かれた計画でございまして。

一方で、「外環の2」と申しますのは、一般的な都市計画道路でございまして、地先からの利便性ですとか、先ほど来申し上げております環境・防災・交通・暮らし、こうした視点におきまして、高速道路とは違った形でその機能が求められるものでございます。

委員からのお話でございしますが、この外環の地上部街路につきましては、平成19年に外環の都市計画を高架方式から地下方式に変更したことを踏まえて、東京都は環境・防災・交通・暮らしの4つの視点で必要性、あり方などについて広く意見を聴きながら、これまで検討を進めたものでございます。この間、30回に及ぶ説明会やオープンハウス、広く意見を聴く会などの取り組みを経まして、今般、都市計画の手続が進められているものと、

区としては認識してございます。

練馬区といたしましては、この「外環の2」は、区内の南北交通に資する重要な道路であると認識しております。また、環境面、防災面の観点からも重要な都市計画道路であり、その早期整備が必要だと考えておりました。区としましては、東京都がこれまで適切かつ丁寧に地域住民の意見を聴きながら取りまとめた都市計画変更案であると評価しているところでございます。

委員 機能が違うということと言われるわけですが、国交省と都市整備局、ここで2001年4月の東京外環道路の計画たたき台。ここで、「全線地下の自動車専用道路とします」。それから、「地上部は現状の市街地を維持することが可能です」と、このように言っています。そして、その5年後、2005年の7月には、これまでの検討の総括、この中で、「シールド工法を活用することで、地上にある建物は移転の必要がなくなり、地上分断も最小限に抑えることができます」と。このように言っています。それ以外でも同様の説明を繰り返してきたわけです。

ところが、この計画では、320億円の予算を使って400棟が立ち退かなくてはならないような、こうした計画となっているわけです。言ってきたことと、やっていることが全く逆ではないかと。これで本当に問題がないと思っているのか。この辺がやはり住民の方々、多くの住民の方々が思っているところだと思うんですが、いかがでしょうか。

交通企画課長 「外環の2」につきましては、都市計画決定権者である都が、必要性、あり方などについて広く意見を聴きながら検討を進めて、現在都市計画変更の進める段階に至っております。

先ほど来申し上げておりますが、平成20年に都市計画の方針を取りまとめるための検討のプロセスを明らかにして以降、公募による地域住民などで構成する話し合いの会を6回、広く意見を聴く会を6回、都市計画変更の素案説明会を3回、来場者に個別に意見を聴くオープンハウスを15回開催するなど、地域住民の意見を聴く取り組みは30回に及んだわけでございます。都は、広く意見を聴く会や素案説明会、オープンハウスの開催に当たって、

この「外環の2」の沿道の片側1km、両側だと2kmの範囲で、毎回約8万5,000枚のチラシを配布するとともに、ホームページに掲載することで、広くその周知に努めてきたものでございます。区も、こうした過程において、都と連携しながら、機会を捉えて、区民への適切な周知に努めてまいったところでございます。

委員のほうからお話ございますが、この外環の地上部街路、これが整備された際に配慮すべき事項として、練馬区としても、この練馬区意見案の中で、それを記載してございます。

ページでいうと、14ページをご確認いただきたいと存じます。

まず1点目でございますが、6番でございます。「道路整備により懸念される大気汚染や騒音・振動など環境への影響について、必要に応じて適切な対策を講じること。」さらに、7番でございます。「道路整備により懸念される通学路や交差道路の分断等について、区と協議しながら対策を講じること。また、区道との取付部の整備については、区と十分な調整を図ること。」、こうしたことを求めております。最後、10番でございます。「道路整備に対する地域住民の不安や懸念を払拭するため、今後も適切かつ十分な情報の提供を行うとともに、意見の把握に努めること。」、こうしたことを区としても求めているものでございます。

外環の地上部街路は、練馬区としては大変重要な道路であると認識しておりますが、地域の皆様からのご懸念やご心配な点、こうした点についても都市計画決定権者である、また施行者である東京都に対して、しっかりと伝えてまいりたいと、このように考えております。

委員 問題がないと考えているということで受け取ってよろしいのでしょうか。

これで問題がないというのであれば、区の考え方が大問題だというふうに、私は思います。

こうしたやり方で進めてきた結果、多くの住民から懸念や反対の声が上がっています。12月にも、この都市計画を決定しようと強硬に進めようとしているわけですがけれども、練

馬区はこの外環の2の変更について、住民合意が得られているというふうに考えているのか。また、住民合意のない計画を進めてよいと考えているのか。この2点についてお答えください。

交通企画課長 問題があるかないかでございますが、先ほど来申し上げておりますが、少し詳しくご説明申し上げます。

東京都は、この「外環の2」について、「将来交通量が1日約1万から1万8,000台と推計されて、往復2車線とする」と、こうしております。都内の「外環の2」と類似する路線の沿道環境においては、車道の端部からの距離が4m以上確保されている地点では、大気質や騒音の環境基準は達成されており、都内の幹線道路沿道では、環境省令で定める振動の要請限度を超える箇所はなく、さらに「外環の2」の整備に当たっては、植樹帯の設置など、沿道環境の保全に努めると、このように東京都としてはしております。

区といたしましては、道路整備により懸念される大気汚染や騒音振動など、環境への影響については、必要に応じて適切な対策を講じることを都に要請するものでございます。

また、委員からお話ございましたが、先ほど来、ご説明申し上げておりますように、東京都は、これまでに広く意見を聴きながら都市計画変更手続を進めてきております。必要性、あり方などについて、データなどを東京都としても示しまして、これまで30回に及ぶ形で説明会やオープンハウス、広く意見を聴く会など、丁寧に説明をしてきたものと認識しております。

そうした中で、地域の方々からいただいた意見に対して、都市計画決定権者である東京都としての見解、こうしたものもおつけをして、公表されてきているわけでございます。

いただいたご心配な点やご懸念の点について、東京都としてそれを受けとめて、それに対して答えを適切かつ丁寧に返してきたものと、区としては認識しております。

しかしながら、今後道路整備を進めるに当たっては、先ほど来申し上げておりますように、練馬区といたしましては、引き続き道路整備に対する地域住民の不安や懸念を払拭するために、今後も適切かつ十分な情報提供を行って意見の把握に努めていただきたいと、

このように考えております。

そうしたことから、この「外環の2」につきましては、区内の南北交通を支える大変重要な道路であると区としては認識しておりまして、この都市計画変更案のとおりに手続を進めていただき、早期整備を求めていきたいと考えております。

委員 住民合意が得られているかということを知っているわけですが、それについてはお答えがないと。練馬区や東京都は、この道路は必要性があるということを考えているということは、今の話の中からもわかりますよ。それから、説明会やオープンハウスなど、30回にわたって区民に説明をしてきたということもわかります。しかし、そのことは住民合意を得られたという根拠にはならないわけで、計画を進めてよいということにもならないというふうに思うんです。住民合意が得られているというのであれば、その根拠を示していただきたいなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

交通企画課長 外環の2につきましては、区内の南北交通の円滑化に資するとともに、快適な都市環境の創出や延焼遮断帯の形成など、環境面、防災面などの観点からも、重要な都市計画道路と考えているところでございます。

これまで、東京都は計画段階から広く意見を聴きながら、この都市計画変更案を取りまとめてきたと、このように認識しております。

また、今後整備に当たって、地域の方からさらにご意見をお聴きしながら、その不安や懸念を払拭する。そうしたことも区としては重要だと考えております。

これまでも合意形成について、丁寧な取り組みがあったと区としては認識しておりますし、今後も事業段階、整備段階において、地域の声を聴きながら丁寧に取り組んでいきたいと、このように考えているところでございます。

委員 根拠が示せるわけがないというふうに考えているんです。それは、この間、住民意見が寄せられたときが何度かあります。賛否を、こうしたときに賛否はどうなっているのかという質問をすると、賛否をとるものではないとって、この間、はっきりさせてこなかったわけです。

私も、何度も賛否をとったらどうかと、こうした意見も上げてきました。でも結局、それもやらなかった。こういう認識でよろしいですか。

交通企画課長 今、委員からお話あったのは、15ページから18ページにおつけしております「『外環の2』に関する今後の取組方針」、この取りまとめにおいて、区民意見反映制度に基づき寄せられた意見、こうしたことをもとに、この取組方針を定めたわけですが、その中で区民の方からいただいたご意見、これにつきましては、賛成か反対かを問うものではないと、このように区としては考えております。

今後の取組方針につきましては、さまざまなご意見をいただいておりますが、賛成か反対と、こういうふうに一くくりでくくれるものではなくて、さまざまなご意見があったものと認識しておりまして、そのように答弁させていただいたものでございます。

委員 住民の反対が多くあるというのは、先ほど言ったように、何も最初のボタンのかけ違いだけではないと。その後の30回に及ぶ説明などの機会の中で、最初の説明と変わっていたり、それから根拠が曖昧だったというようなことが数々ある中で、さらにその不信が広がっていったというふうに思うんです。

例えば、これまでの検討の総括の中では、幅員が18mから40mの3案、3つの案が出されたときに、延焼遮断帯の機能を発揮するのは幅員が27m必要だというふうにしていただけですよ。それなのに、今回、22m道路でもその効果があると言っていること。それから、同様の総括の中で、道路廃止案をなくした理由としての代替機能の検討の中では、最大40mの道路を考えているときに、幅員が49mの代替機能を検討している。こうしたこと。幾つも住民を混乱させるような進め方をしているわけですよ、この間。こうしたことの積み重ねが住民の不信を買ってきたと、私は思います。

また、この間、サイレントマジョリティーだとか、声なき声は賛成派が多数なんだと、こうした意見もあるわけですけども、私も全てではないけれども、多くの説明会やオープンハウスに参加したり、話し合いの会の傍聴もしました。そうした中で、やっぱり聞かえてくるのは、やっぱり反対意見なんですよ。区議会に出されている反対の署名は少なく

とも4,000名を超えていると。こうしたことを見ても、住民の声として根拠を示せるのは、反対の声ばかり、ではないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

交通企画課長 今、委員からお話ございましたが、まず防災の点で、ちょっと事実誤認があるというふうに思います。

東京都は、昨年12月に「練馬区における外環の地上部街路のあり方（複数案）」というものを公表しております。これについては、本審議会におきましても報告させていただいたところでございます。そのうち、幅員40mにした場合は、沿道の建物の不燃化にかかわらず延焼遮断帯が形成されると、このような説明が東京都からございました。

一方で、幅員18mから幅員22mにつきましては、沿道の建物の不燃化とあわせて延焼遮断帯が形成される、このような形で説明があったものでございます。本年1月から2月にかけては、このような形で東京都から説明会やオープンハウスなどでパネルやスライドを用いて地域に説明がございました。

また、地上部街路の代替機能についてでございます。代替機能を確保して都市計画を廃止することについては、東京都としては既存道路の拡幅が必要となって、沿道の土地利用の状況などを考慮すると採用は困難との考えが示されたものでございます。

その代替機能を勘案した幅員のイメージということで、今委員のほうからお話あった49mというものが東京都からも示されたわけですが、こうした幅員、ここまで広い幅員でなくとも、幅広い緑地帯を確保しない場合でも、おおむね同じ結果となる。このように聞いてございます。

具体的に申し上げますと、代替機能を確保して都市計画を廃止する案で、現在の都市計画と代替ルート、今ある道路を拡げる場合とで比較をした場合、代替ルート案については、沿道に既に堅固かつ中層以上の建築物が約40棟立地していることや、都市計画道路の区域内では、長年にわたり都市計画法に基づく建築制限が設定されていること、代替ルートは整備延長が長くなる上、整備効果が低くなる。こうしたことの説明があった上で、代替機能を確保して、都市計画を廃止することは困難と、このように示されたものと認識してご

ざいます。

さらに、委員のほうから、反対の意見が多いのではないかと、お話がございましたが、本審議会の中で、私のほうから「あり方（複数案）に関する広く意見を聴く会」や、オープンハウス、また都市計画変更素案、都市計画に関する方針のオープンハウス、また説明会の結果についてご報告申し上げてきたところでございます。

そうした資料におきましても、さまざまなご意見があるということで示されておりまして、一点ご紹介申し上げますと、地上部街路の必要性について、「道路の必要性は明らかである」、また「地上部街路は地域のための道路である」、こうした意見もいただいているところでございます。

委員 いずれにしても、今いろんなことを言われたけれども、区民の合意は得られていないということがわかりました。

次に、現在出されている住民の懸念について、一つ聞いておきたいことがあるんですが、石神井公園、野鳥と自然の会の方々がこの間調査や活動される中で報告書を出しています。これによると、石神井公園には多種多様な動植物が生息していると。絶滅危惧種、植物は27種と、区内でも一番多いということです。直近に大型道路がつくられるということで、その影響を懸念されていますけれども、環境影響評価はされたのか。その辺についてお答えください。

交通企画課長 環境影響評価法や環境影響評価条例に基づく環境影響評価はされてございません。しかしながら、先ほど来、私のほうでご説明申し上げておりますとおり、地域の方から地上部街路の整備による影響について、大気質や騒音・振動、また交通安全、住環境の変化、地域分断などについて寄せられたご意見がございます。

こうしたご意見に対して、東京都としてデータを示して、大気質でありましたら、地上部街路の沿道においても大気の状態は環境基準を達成するものと考えられることや、騒音につきましても、地上部街路の沿道においては、騒音の状態は環境基準を達成すると考えられる。こうしたことが示されてきたものと認識してございます。

委員 環境影響評価は行っていないと。地上にも地下にも大型道路をつくるわけですから、直近の石神井公園の自然に何の影響もないということは、なかなか私言えないんじゃないかというふうに思っております。

区や東京都は、街路樹をふやして、みどりのネットワークをつくと。そして、なくなった緑を回復していくというようなことも言っているというふうに思いますが、街路樹などは長年かけて育んできた自然とはほど遠いと。むしろ外来種などの侵入、混入など、現状に悪影響を及ぼす懸念さえ指摘されているわけです。少なくとも、東京都に対して、そういう影響を調べさせるということぐらいはやるべきではないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

交通企画課長 環境への影響につきましては、環境法令にのっとって適切な対応がなされるものと認識しております。

一方で、区としましては、先ほど来練馬区意見案で申し上げておりますとおり、道路整備により懸念される影響、こうしたことについては、必要に応じて適切な対策を講じることを都に要請しているものでございます。

また一点、みどりのネットワークの形成という観点でございますが、外環の地上部街路の整備効果といたしまして、その植樹帯の設置により約1haの公共のみどりが確保されます。石神井公園を中心としたみどりのネットワークの形成がなされるものと、区としては考えているところでございます。

こうしたみどりの点につきましても、区としては大変重要な要素であると考えておりまして、14ページにおつけした区の意見案の3番でご説明申し上げましたとおり、「可能な限りの緑化を図ること。また近隣のみどりと連続性に配慮すること」などを意見として添えているわけでございます。

委員 しっかりと調査をさせるべきだというふうに思います。もし、その影響が出るといふことであれば、計画の中止をさせるぐらいのことを、やはり区はすべきだというふうに思います。

いずれにしても、今話をいろいろ聞いてくる中で、特にまだ多くの住民の懸念が払拭されていないという状況がある。それから、区民の合意が得られているという状況ではないと。それから、杉並区や武蔵野市、三鷹市など関係自治体はまだ廃止も含めて話し合いをしている最中です。さらに言えば、外環本線を含めれば1兆円を超える大型公共事業ですから、拙速に進めるべきではないというふうに考えております。

11月の東京都の都市計画審議会に、この議案を付託されないよう、区として強く求めていただきたいというふうに思います。

よって、この議案に対しては、私どもとしては反対いたします。

以上です。

会長 ほかの委員の方は、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、お諮りをしたいと思います。

ただいま委員からさまざまなご意見をいただきましたけれども、本審議会といたしましては、区長に答申をする際に、そういうようなご意見があったということを申し添えることといたしまして、議案第368号および第369号につきましては、案を可とすることによろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。それでは、そのように決定をいたします。

続きまして、議案第370号 東京都市計画道路 区画街路都市高速鉄道西武鉄道池袋線 附属街路第18号線の変更(練馬区決定)、それから、議案第371号 東京都市計画一団地の住宅施設 石神井一団地の住宅施設の変更(練馬区決定)でございます。これにつきまして、外環の2の変更に関連する練馬区決定の案件でございますので、一括して説明をいただきたいと思っております。

交通企画課長 議案第370号説明資料をご覧ください。西武鉄道池袋線附属街路第18号線の都市計画変更についてでございます。

1、概要でございます。東京都市計画道路区画街路都市高速鉄道西武鉄道池袋線附属街

路第18号線（以下「鉄道附属街路18号線」）は、平成17年に、東京都市計画都市高速鉄道西武鉄道池袋線の高架方式による連続立体交差化に伴い、沿線の生活環境に配慮するとともに、沿線の健全な発展に寄与するため、地表式として都市計画決定されたものでございます。

このたび、鉄道附属街路18号線と平面交差する東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2（以下「外環の2」）について、交差部分における幅員を40mから22mに変更する都市計画変更が行われることに併せて、鉄道附属街路18号線の区域を一部変更するものでございます。

2、都市計画の変更内容でございます。5ページをご確認ください。4ページから5ページにかけて都市計画図書である計画書をおつけしてございます。5ページに変更概要といたしまして、一部区域の変更ということで、石神井町七丁目および石神井町八丁目各地内ということでございます。具体的には6ページに位置図をおつけしております。また、7ページに計画図をおつけしておりますのでご確認いただきたいと思います。あわせて、3ページには都市計画の案の理由書をおつけしてございます。

1ページにお戻りください。3、これまでの経過と今後の予定でございます。前回9月2日の第197回本審議会へ案の報告をいたしました。その後、9月12日に東京都知事協議が終了してございます。9月19日から10月3日まで案の公告・縦覧、意見書の受付をいたしましたところ、意見書の提出はございませんでした。本日の練馬区都市計画審議会の付議、その後は、外環の2の都市計画決定にあわせて都市計画決定・告示を予定しているものでございます。

4、議案といたしましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上です。

住宅課長 それでは、議案第371号の説明資料をご覧ください。石神井一団地の住宅施設の都市計画変更についてでございます。なお、本件に関しましては、7月29日に原案を、9月2日には案をそれぞれ当審議会にご報告したものでございます。

1、概要でございます。石神井一団地の住宅施設は、昭和33年に都市計画決定された「一団地の住宅施設」であり、昭和35年から330戸の低中層賃貸住宅の管理が開始されました。その後、老朽化による建て替えのため、平成5年に一団地の住宅施設の都市計画変更を行い、平成6年から平成9年にかけて400戸を超える中高層住宅団地の整備が行われました。

このたび、東京都は、幹線街路外郭環状線の2の一部区間を除いて、当該道路の幅員を40mから22mに変更するとしております。現在、石神井一団地の住宅施設は、外環の2と一部区域が重複しており、東京都による外環の2の都市計画変更にあわせて、重複する区域の解消を図るため、一団地の住宅施設の区域の変更をするものでございます。また、当団地における現在の入居状況や今後の住宅需給見込みを踏まえ、住戸数および駐車場台数を変更するものでございます。

2、都市計画の変更内容でございます。3点でございます。都市計画の区域、住宅の予定戸数、駐車場でございます。まず、都市計画の区域でございます。10ページをご覧ください。こちらが現在の都市計画の区域を示す計画図になっております。変更後でございますけれども、7ページをご覧ください。こちらが変更後の都市計画の区域を示す計画図になってございます。外側の細い線が外環の線、内側の少し太い線が外環の2の22mの線になってございます。

続きまして、8ページ、こちらは変更後の施設の配置計画図になってございます。また、9ページは、外環の2の幅員が40mから22mになる変更概要説明図になってございまして、網掛け部分、こちらの部分が外環2との重複部分の解消のために、今回削除する区域になります。

1ページにお戻りいただきまして、変更点の2点目、住宅の予定戸数でございます。現行約460戸を約430戸に変更いたします。これは現在の入居状況や今後の需給見込みを踏まえて戸数を変更するものでございます。

3点目の駐車場でございます。「現行の賃貸戸数の約60%、分譲戸数の約70%、約280

台」から、「住戸数の半数以上を確保し、団地内に適宜配置する」に変更するものでございます。これは、駐車場を必要とする住戸が計画策定時より減少しているため、必要度を踏まえた配置とするものでございます。

3 ページは、都市計画案の理由書でございます。

4 ページは、石神井一団地の住宅施設の変更後の内容になってございます。

続いて、5 ページ目をご覧いただきたいと思えます。こちらは、石神井一団地の住宅施設の変更概要ということで、新旧対照表になってございます。面積でございますけれども、変更前も変更後も3.3haになってございます。削除する区域の面積が約400㎡ということで、総面積からするとわずかなため、全体の面積については、変更ありません。

6 ページは、石神井一団地の住宅施設の位置図になります。

また、1 ページに戻っていただきまして、3、これまでの経過と今後の予定でございます。9月2日の本審議会への案の報告後、9月11日に東京都知事協議が終了いたしまして、9月19日から10月3日まで都市計画変更案の公告・縦覧、意見書の受付をいたしましたところ、意見書の提出はございませんでした。本日の都市計画審議会の付議、その後は、外環の2の都市計画決定にあわせて都市計画決定・告示を予定してございます。

2 ページ、4、議案といたしましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

説明は以上です。

会長 説明は終わりました。ご質問、ご意見がありましたら、発言をお願いします。よろしゅうございますか。

それでは、議案第370号、371号につきましてお諮りをいたします。

この両案につきまして、案のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。それでは、そのように決定をいたします。

続きまして、議案第365号 東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(東京都決定)、それから、議案第366号 東京都市計画 防災街区整備方針の決定(東京都

決定)、これらにつきましては関連いたしますので、一括してご説明をいただきまして、その後審議をいただきたいと思っております。説明をお願いします。

都市計画課長 では、まず議案365号説明資料をご覧ください。都市計画区域の整備、開発、保全の方針の都市計画変更についてでございます。

1、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針でございますが、こちらいわゆる都市計画区域マスタープランと呼んでいるものでございます。都市計画法第6条2の規定に基づき、都道府県が定める都市計画の基本的な方針となっております。

2、都市計画区域マスタープランのこのたびの変更でございますが、現計画につきましては、平成16年4月に決定されました。その後の社会情勢等の変化を受けまして、このたび東京都が都市計画変更を予定しているものでございます。

下の都市計画区域マスタープラン等の位置づけをご覧ください。これまでもたびたび説明したところでございますが、この都市計画区域マスタープランは、長期的視点からまちの将来像を描き、広域の見地から都市計画の方針を示すものでございます。そして右の欄の都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、そして防災街区整備方針につきましては、都市計画区域マスタープランのもとで個別領域ごとに都市計画の指針を定めるものでございまして、これらの方針のもとに再開発促進地区、住宅市街地の重点地区、防災再開発促進地区など、重点的にまちづくりを行う地区を指定していくという構造になっております。これらをもとに市町村で定める都市計画マスタープランもでございます。そして、こういった大きな方針のもとに、下に示すような土地利用、道路等の個別の都市計画が定められているという、このような関係になってございます。

2ページをご覧ください。3、都市計画区域マスタープランの構成についてでございます。改定の基本的な考え方等、以下の構成でございます。

4、これまでの経過と今後の予定でございます。3月に東京都は区に素案を示しまして、意見照会がございました。その後、5月16日から原案の公告・縦覧がございました。そして、当審議会にもご報告した上で、9月19日からは案の公告・縦覧、意見書の受付がござ

いまして、本日の付議に至っているということでございます。

今後の予定でございますけれども、東京都の意見照会に対する回答を行った上で、11月18日の東京都都市計画審議会への付議を経まして、12月に都市計画決定・告示の予定と聞いているところでございます。

以下、都市計画図書になります。

右のページ、都市計画の案の理由書でございます。

次のページです。こちらからは本書になります。「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」でございます。

以下につきまして、前回ご説明した内容と変更はございません。

議案第365号の説明については以上です。

続きまして、議案第366号、防災街区整備方針の都市計画変更についてでございます。

こちらの方針は、「都市計画法」第7条の2、そして「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」第3条の規定に基づきまして、東京都が都市計画として決定するものでございます。

今回の変更につきましては、この間の情勢の変化を踏まえ、新たな防災再開発促進地区等を指定するために都市計画変更を行うものでございます。

下の図の位置づけについては、先ほど都市計画区域マスタープランで申し上げたものと同様でございます。

2ページをご覧ください。3、防災街区整備方針の構成につきまして、記載のとおり構成でございます。

4のこれまでの経過と今後の予定でございます。昨年12月に東京都から変更原案の資料作成依頼が練馬区にございました。3月に、区としての変更原案資料を提出いたしました。5月以降、都市計画決定の手術が行われ、5月には原案の公告・縦覧と、そして9月には案の公告・縦覧が行われてございます。

今後は先ほどの都市計画区域マスタープランと同様に、11月18日の東京都都市計画審議

会への付議を経まして、12月に東京都が都市計画決定・告示を予定しているものでございます。

以下、3ページでございます。都市計画の案の理由書でございます。

5ページ以降が東京都市計画防災街区整備方針の本書でございます。前回説明したものと同様でございます。

最後に、19ページをご覧ください。こちら防災再開発促進地区の附図でございます。1から3番が、既定の地区でございます。今回新規指定する地区が4番、貫井・富士見台地区でございます。

私の説明は以上です。

会長 説明は終わりました。ご質問、ご意見ございましたら、発言をお願いします。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご質問、ご意見がないようですので、この2つの議案につきましてお諮りをいたします。

両議案につきましては、案を可とすることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。では、そのように決定をいたします。

続きまして、議案第367号 東京都市計画 生産緑地地区の変更(練馬区決定)でございます。これにつきまして説明をお願いします。

都市計画課長 では、議案第367号説明資料をご覧ください。生産緑地地区の都市計画変更についてでございます。

1、目的でございますが、生産緑地法に基づき、計画的に保全する必要がある農地等を生産緑地として都市計画決定するということでございます。新規指定、そして削除等を今回整理いたしまして、都市計画変更を行います。

その内容でございますが、2番、都市計画変更の概要です。生産緑地地区の面積でございます。この計画変更後は、189.40ha、668件。変更前が192.60ha、676件。3.20ha、8件

の減となるものでございます。削除が3.755ha、25件。追加が0.540ha、9件でございます。

2ページをご覧ください。3、これまでの経過と今後の予定でございます。7月の当審議会で原案をご報告いたしまして、その後都市計画の進めを進めてまいりました。8月1日から原案の公告・縦覧等。また、9月22日からは案の公告・縦覧等を行いましたところ、いずれも意見書の提出はございませんでした。本日、これをご審議いただきまして、11月に都市計画変更の決定・告示をしたいと考えているところでございます。

3ページ、都市計画の案の理由書です。名称は、東京都市計画生産緑地地区でございます。

4ページ以下、生産緑地区の計画書でございます。

9ページが全体の総括図、そして12ページ以降は個別の計画の計画図となっております。

最後に31ページ、生産緑地法について参考として流れを添付してございます。

説明は以上です。

会長 説明が終わりました。ご質問、ご意見がございましたら、発言をお願いします。どうぞ。

委員 31ページのところで、全体の概略の仕組みというのが書いてあるんですけども、ここで最初に買取りの申出というのがされて、その後買い取る、買い取らないということになってというフローチャートがあるわけなんですけど、今回の3.7haは、全て買い取らないという通知をしたということによろしいのでしょうか。

都市計画課長 1ページをご覧ください。削除の3.755haでございますけれども、削除の理由として、行為制限の解除は3.094ha。そして、買い取ったものが公共施設転用ということで0.088haということになります。

以上です。

委員 すみません。一番最初に書いてあるところを、ちょっと私も。5ページのところに、「行為制限の解除により廃止する」というふうに書いてあったものですから、これ買

い取らないというふうに言ったのかなということでもちょっとお聞きしたんですけれども、実際に242haから190ha弱まで減って、50ha以上減っております。先日の審議会のときも申し上げましたが、多分この生産緑地というのが、公園を整備するための最後のとりでみたいところじゃないかなと、私は個人的には考えておまして、それ以外になかなか豊島園等がありますけれども、やっぱり区の目標とするような公園面積を整備するのに当たっては、ぜひこの生産緑地を積極的に公園用地として取得していただかないと、もう永遠に公園の整備というのが目標に達することができないんじゃないかというふうに危惧をしております。その辺をちょっと、今回のものに対して、補足という形でちょっと申し上げたいというふうに思います。

計画課長 公園の用地につきましては、多額の予算を確保する必要があるということで、これを進めながら、積極的に適地を探して確保しているところでございます。

また、生産緑地のほうも、周辺の公園の状況、それから道路づきの状況、そして地形と高低差、この辺も勘案しながら、またまちづくり事業とも連携を図りながら、公園用地として適地については、私どものほうでなるべく買収するような検討を進めているところでございます。

以上でございます。

委員 適地かどうかというのは、よくわかるんですけれども、一番最初の冒頭にありました予算、膨大な予算が必要なんですということなんですけれども、要は通常、民間企業等であれば、達成不可能な目標を示して、それに向かってやりますということと言っても、何ら評価をされないわけですし、一応目標として出しているということは、最終的にそこに到達するつもりということをつくっていただかなきゃいけないんじゃないかなと思っております。

ですからそこに、本来であれば、それが、通常であれば達成する時期も示す必要があるんだと思うんですけれども、さすがにそれは難しいのかもしれないんですけれども、少なくともそちらの方向に向かって予算の確保も引き続きやっていただきたいし、要は、なか

なか実際に宅地になってから、そこを立ち退いてもらって、さっきの道路の話もそうですけれども、人が住み始めたところをどかして、また公園にするとか、道路にするとかというのは、非常に労力、時間とかかかる話なので、それであればやはり今、現状農地という形になっているものを公園にしていくというのが、一番現実的な姿なのかなというところは感じておりますので、ぜひそういう形で積極的に予算取りも含めてお願いできればというふうに考えております。

会長 ご要望ということで、よろしゅうございますか。

ほかにいかがでしょうか。

答弁ありますか。

都市計画課長 先ほど、買い取り申し出と対応したものということでご説明しましたが、訂正させていただきます。1ページ目でございます。買い取り申し出のあったものは全て行為制限の解除ということで、公共施設転用につきましては、公共事業等で道路等に転用されたものということでの解除でございます。

したがいまして、買い取り申し出のあったものについては、全て行為制限の解除となりまして、3.094haということでございます。申しわけございません。

以上です。

会長 ちょっともう一遍。1ページ目の数字と最後の31ページのフローチャートありますね。ちょっとこれに即して、わかりやすく言ってもらえますか。

都市計画課長 31ページの区長への買取りの申出という欄がございます。何らかの事情で亡くなられたとなりますと、区長へ買取りの申出をすることができます。そして、買取る旨の通知、買取らない旨の通知ということで、今回につきましては、買取り申出のあったものにつきましては、全て最終的に買取らないということで、1ページで申し上げると、行為制限の解除、3.094haになるということです。

都市整備部長 今回、生産緑地の削除という、変更をしているわけですがけれども、削除の理由としては、今回の場合でいうと、1ページにございますとおり、3つ理由がございます。

ます。

1つ目の行為制限の解除というのが3.094ha、18件でございますけれども、こちらが最後のページの31ページにあるフローのパターンでございまして、農家の方がお亡くなりになってしまったときの場合などに、区のほうに「農業が続けられないので、区のほうで買い取ってください」ということで、申請が出されます。その結果、区が買い取るか、買い取らないかを返事をして、「買い取りません」といった場合については、行為制限の解除ということで、生産緑地ですけれども建築等ができるようになります。それに伴って、都市計画としても削除を行うのが、この3.094ha、18件でございます。

残りの2つでございますけれども、公共施設転用については、農業が続けられないということではなくて、道路等で提供するとか、あるいは私どもが買い取るという場合で生産緑地の削除をするというものが3件ございます。

もう一つが、仮換地に伴う減歩というものがございますけれども、これは土地区画整理事業を行った場合に、道路とか、公園をつくりますので、どうしても全体の宅地の面積が減ります。それにあわせて、もともとの生産緑地の面積も減るということで、これにより一部面積が減るものを仮換地に伴う減歩として、今回それが5件ありますということです。あわせて3.755ha、25件を今回削除します。先ほどの委員からのお話のお答えでいうと、買取りの申出に対して、買わないということによって削除するものについては、行為制限の解除とある3.094ha、18件ということでございます。

会長 そうしますと、公共施設転用と仮換地に伴う減歩というのは、31ページのフローの外ですね。

都市整備部長 はい。

会長 ということだそうです。よろしゅうございますか。

どうぞ。

委員 ちなみに、過去、242haですかね。今189haまで減っているんですけども、買取りの申出で実際に公共用地として買い取りますといった実績とその面積というのは、どれ

ぐらいあるんでしょうか。

都市計画課長 累積になりますが、これまで公共施設転用が道路を除きますと23件、約4万2,000㎡になります。また、道路につきましては、116件、約3万8,700㎡でございます。

以上です。

会長 よろしゅうございますか。

委員 生産緑地については、練馬区に住んでいますと、よく目にするところなんですけれども、そこが突然分譲地になっているというようなことも、よく日常目にするところなんですけれども、それが行為制限の解除ということで宅地になっているというようなところだとは思いますが、練馬区としても生産緑地といいますか、ああいったものはすごく練馬らしさというところであってらっしゃると思うんですけれども、宅地化されるとき、分譲地として再利用をされるときに、何か練馬区さんとして、意見といいますか、何か方針といいますか、そういうことをご助言するようなことというのはあるのかどうかというのを、お伺いしたかったんですけれども。

開発調整課長 生産緑地の要件は、面積が500㎡以上でございますが、3,000㎡以上ある農地でこういった住宅等の開発を行う場合には、6%以上の公園提供という形で対応しているところでございます。

以上です。

都市整備部長 通常は生産緑地を、区が買い取りませんということで行為制限が解除されて宅地化できるわけなんですけれども、一般的に言うと、生産緑地だということで特別な制限はなくて、ほかの土地、例えば工場がなくなって跡地を開発するのと同様の指導、道路はこのように設置してください、といった形の指導があります。ただし、生産緑地だということで一点違うのが、先ほど課長から話のあった、3,000㎡以上ある土地で住宅地等をつくる場合で、それがもともとの宅地のものであれば、公園整備は全体の面積の3%でいいということなんですけれども、生産緑地の場合は、もともとは農地であるため、そ

ここで開発する場合については公園を6%以上としてください、となります。その点が異なりますけれども、他の部分については、生産緑地であるということで、特別な開発の指導を行っているということはありません。

会長 どうぞ。

委員 ありがとうございます。小さいところなどだと、確かに難しいのだと思うんですけども、練馬としてのキャラクターづくり的なところで、何か農との関係とか、そういったことを、例えば、ガイドラインまではいかないにしても、何か示すというだけでも、何からしさというのを残すことができるのではないかなと思ひまして、ちょっと意見としてあげさせていただきました。

会長 ご要望ということでよろしゅうございますか。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、発言ないようでございますので、議案第367号につきましてお諮りをいたします。

367号につきましては、案のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。では、そのように決定をいたします。

次に、議案第372号 重点地区まちづくり計画の策定〔上井草駅周辺地区(下石神井四丁目)〕につきまして説明をお願いします。

西部地域まちづくり課長 それでは、議案第372号 重点地区まちづくり計画の策定について〔上井草駅周辺地区(下石神井四丁目)〕でございます。

この案件につきましては、本年7月29日、当審議会に案を報告したところでございます。その後の経緯でございますが、2ページをお願いいたします。

8月1日から22日、重点地区まちづくり計画の案の公表・縦覧、意見書・公述の申出受付を行いました。その間、8月8日、9日、説明会を2回開催いたしました。なお、意見書の提出および公述の申出はございませんでした。説明会では、両日で27名の参加をいた

だき、主な意見や質問といたしましては、鉄道の連続立体交差事業、また周辺の都市計画道路の整備についてや、商店街の私道の公道化などがございました。計画案の内容についてのご意見はございませんでした。

今後の予定でございます。本日、当審議会でご意見をいただきまして、ご決定をいただきましたら、11月中旬、重点地区まちづくり計画の決定、公表を予定をしております。

議案でございます。3ページ以降に重点地区まちづくり計画の案を載せてございます。前回からの変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

また、資料といたしまして、13ページに現地の航空写真、それから14ページに現況の写真をつけてございますので、お目通しをお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

会長 説明は終わりました。

ご質問、ご意見がございましたら、発言をお願いいたします。よろしゅうございますか。

ご発言がないようでございますので、議案第372号につきましてお諮りをいたします。

議案第372号につきましては、案のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。それでは、そのように決定をいたします。

これで、本日の議案に関する審議は終了いたしました。

次に、報告事項に移ります。

報告事項1、東京外かく環状道路(関越～東名間)の地中拡幅部の都市計画変更案について、説明をお願いします。

交通企画課長 報告事項1説明資料をご覧ください。東京外かく環状道路(関越～東名)の地中拡幅部の都市計画変更案についてでございます。

1、概要でございます。東京外かく環状道路(関越～東名)については、事業者である国土交通省と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社において、事業を推進しているところでございます。

このたび、東京都から都市計画変更案が示され、これについて区に意見照会があったものでございます。

2の背景でございます。東京外かく環状道路（関越～東名）の本線シールドトンネルとランプシールドトンネルが地中で接合する地中拡幅部については、市街化された地域の地下部において大規模な非開削による切り拡げ工事となることから、有識者からなる「東京外環トンネル施工等検討委員会」において、構造や工法について検討が進められてきたものでございます。本年6月には、同委員会から「とりまとめ」が公表されまして、「円形形状を基本」とし、「十分な止水領域を確保」した構造が提言されました。

事業者は、この提言を踏まえ、地中拡幅部の構造について見直すこととしたものでございます。

これらを踏まえて、東京都、国土交通省、東日本高速道路株式会社および中日本高速道路株式会社は、地中拡幅部の構造・範囲の見直しに伴い、都市計画変更素案を取りまとめたものでございます。7月から8月にかけては、「地中拡幅部の都市計画変更素案に関する説明会」と「オープンハウス」を開催し、9月には、地中拡幅部の関係権利者を対象とした説明の場を設けたものでございます。

こうした取組を踏まえ、このたび、東京都は、都市計画変更案を作成したところでございます。

3、都市計画の変更内容でございます。5ページをご確認ください。

3ページから5ページにかけて、都市計画図書となります計画書をおつけてしてございますが、この5ページに変更の概要が記されてございます。大きく2点ございまして、1点目は、一部幅員の変更でございます。練馬区内におきましては、上石神井四丁目地内の延長約230mの区間におきまして、現在の標準幅員75～76mを、77～86mとするものでございます。また、練馬区上石神井四丁目から練馬区石神井台二丁目の延長約350mにつきましては、標準幅員53～76mを62～80mとするものでございます。

また、これに伴いまして、2点目、一部立体的な範囲の変更といたしまして、練馬区上

石神井四丁目地内、延長約230mと、練馬区上石神井三丁目、上石神井四丁目および石神井台二丁目各地内の延長約350mにおいて、こうした変更を行うものでございます。

6ページをご確認ください。位置図をおつけしてございます。それぞれ計画図1、計画図2、計画図3、計画図4の区域が記されておりますが、このうち練馬区内は（仮称）青梅街道ICとされた計画図4でございます。

計画図の10ページをご覧ください。この赤で記された部分が計画変更新線、この都市計画変更案に伴いまして、都市計画が変更される区域でございます。また、黄色と点線の部分につきましては計画変更廃止線でございます。

11ページから13ページにかけまして、参考図として、それぞれ道路計画平面図や道路計画縦断図、また横断面図をおつけしてございますので、ご確認いただければと存じます。

1ページにお戻りいただきまして、4、今後の予定でございます。本年12月に東京都において、案の公告・縦覧、意見書の受付が行われるものと聞いてございます。また、練馬区都市計画審議会への付議を区として予定してございます。来年1月でございますが、こうしたことを踏まえて、東京都へ区としての意見を回答してまいります。東京都においては、来年2月、東京都都市計画審議会への付議を予定していると聞いておりまして、その結果をもちまして、来年の3月の都市計画決定・告示を予定しているということでございます。

5、参考資料につきまして、計画書、位置図、計画図、参考図につきまして、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

会長 説明は終わりました。

ご質問、ご意見ありましたら発言をお願いします。よろしいですか。

ご発言ございませんようですので、この件につきましては終了いたします。

続きまして、報告事項2でございます。北町二丁目西部地区地区計画の案につきまして、説明をお願いします。

東部地域まちづくり課長 報告事項 2、北町二丁目西部地区地区計画の案について報告をさせていただきます。

本件につきましては、9月2日の当審議会にて、原案の説明をさせていただいたものでございます。その際にいただいたご意見を踏まえて計画書の修正を行いました。今回は、計画案として報告をさせていただくものになります。

修正点の報告の前に、この間の経過について、報告をさせていただきたいと思っております。

1ページの3、これまでの経過になります。9月2日の当審議会への原案の報告後、9月11日から都市計画原案の公告・縦覧、意見書の受付を行い、あわせて9月19日、20日の両日に説明会を開催いたしました。

意見書の提出はなく、また説明会におきましても、計画についてのご意見は特段ございませんでしたが、9月2日の当審議会におきまして、北町の地域性、特徴等を加味するようご意見をいただきましたので、それを踏まえて、計画書に修正を加えたものでございます。

では、4ページをご覧ください。北町二丁目西部地区地区計画の図書を添付しております。修正を加えた箇所につきましては、アンダーラインを引いてございます。4ページの地区計画の目標の欄、続きまして、土地利用の方針の欄、建築物等の整備の方針の欄、さらに、5ページになりますが、一番下の垣またはさくの構造の制限の欄、これらの箇所にアンダーラインを加えております。

その内容につきましては、北町地区は旧川越街道を中心に、かつての宿場町として発展してきた歴史・文化を感じさせる観音像や道標などの史跡が点在しておりまして、それらを活かした取組みがみられることから、地区計画の目標を初めとする4カ所に北町の地域性を織り込んだものになります。

この修正により、地区計画の方向性が大幅に変更したり、また新たに制限を加えたりするものではありません。

2ページをご覧ください。4の今後の予定でございます。この後、11月に案の公告・縦

覧、意見書の受付を行い、12月下旬に都市計画審議会に付議、来年1月の都市計画決定・告示を予定してございます。

5、添付資料として、都市計画案の理由書、位置図、計画図を添付しております。

私からは以上でございます。

会長 ありがとうございます。

これは、前回9月2日でしたか、原案の説明があった段階で、委員の皆様方からご発言がございまして、それを受けて、区のほうで案にする段階で修文をしてもらったところがあります。

何かご発言ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、この件につきましては発言がないようですので、報告事項を終わりたいと思います。

最後に、事務局から報告があります。

都市計画課長 次回のご案内でございます。

次回の都市計画審議会の日程でございますが、12月18日木曜日、午後3時からを予定しております。案件につきましては、議案として、「北町二丁目西部地区地区計画の決定」などを予定しております。開催通知につきましては改めてお送りいたします。よろしくお願いたします。

会長 これで本日の都市計画審議会を終わります。ありがとうございます。